

第 438 回東京地方最低賃金審議会 議事録

- 1 日 時 令和 5 年 11 月 14 日（火）午後 2 時 30 分から午後 3 時 2 分
- 2 場 所 九段第三合同庁舎 11 階 共用会議室 1－1、1－2
- 3 出席者 公益代表委員 6 名 労働者代表委員 6 名 使用者代表委員 5 名

都留会長 定刻になりましたので、ただ今から、第 438 回東京地方最低賃金審議会を始めます。

主任賃金指導官 お手元の資料の確認をさせていただきます。本日お配りしておりますのは、「議事次第」、「座席表」、「第 438 回東京地方最低賃金審議会資料目次」と題した資料集、「検討委員会報告書」の 4 点でございます。不足等ありましたら、事務局にお申し付けください。

都留会長 続きまして、委員の出欠状況について、事務局から報告してください。

主任賃金指導官 本日は、使用者代表の布袋委員が御欠席でございますが、現時点で、委員定数 18 名のうち 17 名が御出席でございますので、最低賃金審議会令第 5 条第 2 項に定める定足数、全委員の 3 分の 2 以上、又は各側委員の各 3 分の 1 以上を充たしておりますことを御報告します。

賃金課長 議事冒頭ではございますが、先に事務局で異動がございました。遅ればせながらではございますが、御紹介させていただきます。

10 月 1 日付けで美濃労働局長が着任しております。美濃労働局長より御挨拶申し上げます。

東京労働局長 10 月 1 日付けで東京労働局長を拝命いたしました、美濃でございます。何卒よろしくお願い申し上げます。

都留会長 それでは、審議に入ります。

議事（1）の「特定最低賃金の改正決定及び決定の必要性について」です。特定最低賃金改正決定等の必要性につきましては、検討委員会で御審議いただいておりますが、検討委員会での結論が得られたとのことです。

検討委員会委員長の成田委員より報告書の提出がございました。成田委員から報告をお願いいたします。

成田委員 それでは御報告いたします。事務局は報告書を読み上げてください。

賃金指導官 それでは読み上げます。

令和5年10月30日

東京地方最低賃金審議会 会長 都留康 殿

東京地方最低賃金審議会 検討委員会 委員長 成田妙庫

検討委員会報告書

本検討委員会は、東京地方最低賃金審議会から付託された、「東京都鉄鋼業最低賃金」、「東京都はん用機械器具、生産用機械器具製造業最低賃金」及び「東京都自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、舶用機関製造業、航空機・同附属品製造業最低賃金」の改正決定並びに「東京都電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業最低賃金」及び「東京都自動車小売業（新車）最低賃金」の決定にかかる必要性について、計4回にわたり慎重に審議を重ねてきたところである。

審議においては、当初より労使各側の見解の隔たりが大きかったため、公益委員としては労使のイニシアティブの発揮をお願いするとともに、労使の主張の隔たりを埋めるべく努力してきたところである。

しかしながら、それぞれ必要性ありとの決定を行うことについて全会一致での結論に至らなかったことを報告する。

なお、審議に当たった本検討委員会の委員は別紙のとおりである。

別紙については、省略をさせていただきます。以上でございます。

成田委員

検討委員会報告書の結論に至る経過について、私から御説明いたします。

東京地方最低賃金審議会では、令和5年9月13日に東京労働局長から諮問された「東京都鉄鋼業ほか2件に係る特定最低賃金の改正決定」及び「東京都電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業ほか1件に係る特定最低賃金の決定」の必要性の有無について、検討委員会を設置し、審議を行うこととなりました。

これを受けて、計4回にわたって検討委員会を開催し、審議を行ってきましたので、その経過について御報告いたします。

第1回検討委員会は、9月13日に開催し、検討委員会での審議の進め方について協議を行いました。

第2回は、10月17日に開催し、「東京都鉄鋼業最低賃金」、「東京都はん用機械器具等製造業最低賃金」、「東京都輸送用機械器具製造業最低賃金」及び「東京都自動車小売業（新車）最低賃金」について、第3回は、10月24日に開催し、「東京都電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気

機械器具製造業、情報通信機械器具製造業最低賃金」について、それぞれ必要性に係る審議を行いました。

なお、第2回検討委員会では、「東京都自動車小売業（新車）最低賃金」について、労側代表委員の補佐として、業界の実情に精通した者1名から、第3回検討委員会では、労使各側から2名ずつ、4名の参考人から意見聴取を行いました。

御協力をいただいた参考人等の皆様には、改めて感謝の意を労使各側委員からお伝えくださいますようお願いいたします。

そして、第4回検討委員会は、10月30日に開催し、それまでの審議内容を踏まえつつ、総括審議を行いました。

この間、労働者代表委員からは、特定最低賃金の改正決定等の必要性有りとの観点から、

- ① 特定最低賃金は、地域別最低賃金とは別の意義がある。各産業の魅力や労使を確認し、業界の人材確保を図る意味で大きな役割を果たす。
- ② 業界の魅力、産業を守り育てる魅力の一つとして、他産業を上回る最低賃金が必要である。産業の発展、労働条件の向上による優秀な人材確保・定着、企業の公正競争、国際競争の観点からも、特定最低賃金の改正・新設は必要である。産業の付加価値や仕事の内容に相応しい水準の特定最低賃金を確立する必要がある。産業の魅力を伝えるだけでは、人手不足の解消は難しい。
- ③ 申出をした5業種はすべて、日本を支えてきた業種からの申出であり、労働協約ケースであることの重みを御理解いただきたい。基幹的労働者に占める労働協約適用労働者比率、労働協約適用労働者数、労働協約上の最も低い賃金額等、5業種とも申出要件を満たしているのみならず、大きく優位性がある産業もある。
- ④ 特定最低賃金の改正・新設は、大手企業のみならず、労働組合がない企業への波及効果、未組織労働者の底上げも期待できる。
- ⑤ 他の産業で特定最低賃金がないこと、改正・新設の必要性がないことを理由に必要性なしとの結論に至るべきではない。
- ⑥ 特定最低賃金は労使のイニシアティブによって決定するものである。改正・新設の金額審議は検討委員会で労使合意できないと審議会で協議できないことから、使側の御理解をお願いしたい。

等が主張されました。

一方、使用者代表委員からは、特定最低賃金の改正決定等の必要性無しとの観点から

- ① 地域別最低賃金がここまで上昇している中で、特定の産業についてのみ、特別な最低賃金を設定する必要性は認められない。また、平成 26 年度以降、特定最低賃金は地域別最低賃金を下回っており、改正・新設の必要性は認められない。
- ② 特定最低賃金の必要性の理由として、人材確保を挙げているが、全産業で人手不足となっていることから、特定の産業についてのみ、特定最低賃金を定めることで優位性を確保することに意義を見出せない。人材確保や離職対策として、賃金は重要な要素であるが、仕事の魅力を従業員にいかにつまみ伝えていくかが、中小企業にとっては重要である。また、近年の地域別最低賃金の大幅な引上げの中、企業の支払能力を考慮すると、特定の産業について、強制力を伴って賃金を引上げ、地域別最低賃金を上回る支払いを課すことは、企業にとって負担となり、むしろ、よりよい人材の確保が困難になる可能性もある。
- ③ 労働協約適用労働者比率が高く、労働協約上の最も低い賃金額が地域別最低賃金を大きく上回っている業種では、企業内労使の取組みで解決しているように見える。賃金水準の決定は、企業内労使の自主性に委ねることが基本である。
- ④ 未組織労働者への波及効果については、地域別最低賃金の上昇により、十分に底上げ機能を果たしており、特定の産業に限った改正・新設は必要ない。
- ⑤ 企業の支払能力も考慮すべきである。法律で強制するよりも、サプライチェーン全体で、パートナーシップ構築宣言や価格転嫁の取組みを行っていくことが適切である。
- ⑥ 産業のボーダレス化が進んでいる。一企業の事業範囲が広がっており、特定の産業に収まりきらない。また、東京に本社、他県に工場や事業所がある場合、それぞれに地域別最低賃金と特定最低賃金があることになる。わかりにくさは制度として致命的である。

等の主張がなされました。

労使双方の主張の相違点を巡って真摯な議論が展開されたところでは

が、労使の主張に歩み寄りはなく、申出のあった3業種の改正決定及び2業種の決定の必要性の有無について、いずれも、全会一致に至らず、必要性有りとの結論に達しませんでした。

よって、その結果を検討委員会報告として取りまとめたところです。以上でございます。

都留会長

ありがとうございました。ただ今、成田委員から、特定最低賃金改正等の必要性について、検討委員会の審議経過及び委員会報告書について御報告をいただきました。各委員から御意見、御質問がありましたら御発言をお願いいたします。

まず、労側いかがでしょうか。

田代委員

私も検討委員会に参加しておりましたので、今の御報告のとおりだと思います。申出も労働協約ケースだということを御理解いただいて、検討員会を開いていただいて審議が出来たことを感謝申し上げたいと思います。

ただ、当該労使でのそれぞれの業種での審議が深く詰められなかったのが、残念ではあります。現在の運用のとおり、全会一致に至らないということに関しましては、甚だ遺憾ではありますと言わせていただきたいと思います。以上です。

都留会長

労側の他の委員の方、御意見ありますか。よろしいですか。

続いて、使側いかがでしょうか。

加藤委員

まず、使用者側の主な主張につきましては、先程、成田委員長の経過の報告にありましたとおりでございますけれど、我が国の産業を取り巻く環境の変化、それから、企業活動のボーダレス化、そして、参考人の方から伺いました企業経営の実情、再三出ておりますけれど、地域別最低賃金の状況等を踏まえますと、特定最低賃金の必要性は認められないということでありまして、この結論は4回にわたる慎重かつ十分な議論、審議の結果であると認識しております。

最後になりますが、検討委員会の公益の先生方、それから、労側委員の皆様、そして、審議を支えていただきました事務局の皆様には改めてお礼を申し上げます。ありがとうございました。以上です。

都留会長

ありがとうございました。使側の他の委員の方、御意見ありますか。

神委員

先程、成田委員長からの審議経過報告の中で、参考人への感謝のお言葉をいただいたところであり、使側の委員としても、大変お忙しい中で

今年の検討委員会へお越しになられた参考人の方々に対して、改めて御礼を申し上げたいと思っております。

その上で、特定最賃の検討委員会における参考人の招聘につきまして、参考人の方々への御負担はもちろんのこと、労使各側の関係者が人選を含め、招聘することに多大なる労力を費やしている実態にあるということから、大変恐縮ではありますけれど、この場で問題提起をしておきたいと思っております。

お呼びする参考人はどなたもお忙しい方ばかりのため、限られた候補日時での調整には大きな困難が伴っているということは事務局の皆様をはじめ多くの方が共通認識にあると考えております。参考人招聘の必要性そのものについてはいずれ議論することは必要なことだとは思っておりますが、この場での言及は控えさせていただきます。

ただし、今後も参考人からの意見聴取を慣例に従ってという形で行っていくのであれば、例えば、日程調整の難しい参考人については、書面による意見提出ですとか、あるいは、オンラインによる参加を認めるなど、参考人を含め関係者の負担を軽減する方法といったようなものを考えて、選択肢を広げていくような工夫といったものも必要ではないかと考えているところでございます。

オンライン化につきましては、ファシリティの問題があるということは承知をしているところではございますけれど、世の中で主たるビジネスツールになってきているということを踏まえまして、事務局には前向きな検討をお願いしたいと思っております。

本来であれば、このような内容は運営委員会の場で申し上げることなのかもしれませんが、敢えて、この場で発言をさせていただきました、御容赦いただきたいと思えます。以上でございます。

都留会長

ありがとうございました。今の点につきましては、事務局から何かありますか。

賃金課長

御意見ありがとうございます。特定最低賃金必要性審議のあり方につきましては、毎年度、第1回運営委員会におきまして、御審議をいただいております。また、翌年度の対応につきましては、今年度の審議終了後に協議することとなっているところでございます。

今の神委員の御意見等を踏まえまして、公労使の合意があれば、変更等可能であると思えますので、今後、労使の合意形成を図っていただき

まして、次年度の運営委員会等におきまして、御審議いただけたらと思っております。以上でございます。

都留会長

ありがとうございました。神委員よろしいでしょうか。

労使双方から御意見をいただきましたが、申出のありました3業種の特定最低賃金の改正決定及び2業種の決定の必要性については、検討委員会報告書のとおり、本審議会の結論としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

都留会長

御異議がないので、ただ今の結論に基づきまして、東京労働局長あて答申したいと思えます。

答申につきましては、これから答申文案を作成します。3分間、休憩とします。

(休憩)

都留会長

それでは再開します。

事務局から答申文案を配付し、読み上げてください。

(答申文案配布)

賃金課長補佐

それでは答申文案を読み上げます。

初めに3業種の改正決定申出に係る答申文案を読み上げます。

令和5年11月14日

東京労働局長 美濃芳郎殿

東京地方最低賃金審議会 会長 都留康

東京都鉄鋼業ほか2件に係る特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について (答申)

当審議会は、令和5年9月13日付けをもって最低賃金法第21条の規定に基づき貴職から諮問のあった下記の最低賃金の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議した結果、全会一致に至らず、必要性有りと

の結論に達しなかったので答申する。

記

東京都鉄鋼業最低賃金（平成 24 年東京労働局最低賃金公示第 5 号）

東京都はん用機械器具、生産用機械器具製造業最低賃金（平成 20 年東京労働局最低賃金公示第 2 号）

東京都自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、舶用機関製造業、航空機・同附属品製造業最低賃金（平成 20 年東京労働局最低賃金公示第 3 号）

続きまして 2 業種の新設決定申出に係る答申を読み上げます。

令和 5 年 11 月 14 日

東京労働局長 美濃芳郎殿

東京地方最低賃金審議会 会長 都留康

東京都電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業ほか 1 件に係る特定最低賃金の決定の必要性の有無について（答申）

当審議会は、令和 5 年 9 月 13 日付けをもって最低賃金法第 21 条の規定に基づき貴職から諮問のあった下記の最低賃金の決定の必要性の有無について、慎重に審議した結果、全会一致に至らず、必要性有りとの結論に達しなかったので答申する。

記

東京都電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業最低賃金

東京都自動車小売業（新車）最低賃金

以上でございます。

都留会長

ありがとうございます。

ただ今の答申文案でよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声）

都留会長

御異議なしということですので、局長に答申したいと思います。事務

局は答申文の正本を作成してください。

(答申文手交)

東京労働局長 ただ今、会長から、令和5年度の特定最低賃金の改正決定及び決定の必要性につきまして答申をいただきました。

9月13日に諮問させていただいて以来、検討委員会の委員の皆様を中心といたしまして、慎重かつ真摯な御審議を賜り、厚く御礼を申し上げます。

各委員の皆様方には、引き続き、東京地方最低賃金審議会の運営につきまして、御協力賜りますようお願い申し上げ、挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

都留会長 ありがとうございました。

それでは、本日、特定最低賃金の改正決定及び決定の必要性について御審議いただき、東京労働局長に答申したことから、東京地方最低賃金審議会検討委員会の任務は終了しました。よって、東京地方最低賃金審議会運営規程第3条第2項により、同検討委員会を廃止することを議決したいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声)

都留会長 御異議なしとのことですので、本日をもって、東京地方最低賃金審議会検討委員会を廃止することとします。

検討委員会の皆様におかれましては大変お疲れさまでした。

続きまして議事(2)「その他」に移ります。皆様から何かございますか。

ないようでしたら、審議終了といたします。

最後に事務局から連絡事項があればお願いします。

賃金課長 次回の開催日程につきまして、後日事務局より御連絡させていただきます。皆様の御出席をよろしくお願いいたします。以上です。

都留会長

それでは、本会はこれにて終了といたします。

本日の議事録は審議会運営規程第7条に基づき、公益委員は、私が、
労側委員は、大島委員、使側委員は、大辻委員に確認をお願いします。

本日はどうもありがとうございました。